

平成30年5月1日

公益財団法人東海交通遺児を励ます会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の
役員として再就職する場合に事前に政府に届け出を行うことが必要な

「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表します